

平成26年度 子ども・子育て支援新制度に係る各基準(案) 意見一覧表(パブリックコメント)

| ページ | 基準(案) | 項目 | 御意見 | 市の考え方(案) |
|----------|---|--------------------|--|--|
| 2 | (仮称)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案) | 耐火基準 | 家庭的保育のイメージが沸きません。国内外のベビーシッター等のイメージが悪いので、具体的な面がはっきり前に出ていないと意見にもつなげられません。少なくとも、設備的に有効な非常口と火災警報等は必ず確保してもらいたいです。 | 居宅訪問型保育事業以外の事業については、国基準において火災報知器等の設置を参酌すべき基準としており、平塚市の基準(案)では、乳幼児の避難安全性の確保から火災報知器等の設置を含めた認可保育所に準じた上乘せ規制としております。なお、居宅訪問型保育事業については、保育を必要とする家庭を訪問して保育を行う事業であることから、火災報知器等の設置については国基準のとおりとしております。 |
| 12 | (仮称)平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案) | 運営規定の策定 | 施設型給付の認定こども園は何タイプもあり、幼稚園は新か現か選択が可能、保育所は変化なし、とありますが、実際、要保育とそうでない子が生活リズムも相違するのに、どのように活動していくのでしょうか。「運営規定—①、②」を各事業者で定めるとありますが、「幼児期の教育・保育を個人の給付として保障」、「幼児期の教育・保育を一体的に提供」ができるのか、差が出てしまうのではと疑問と不安があります。たとえば、認定こども園の幼稚園型と幼稚園との違いは何でしょうか。概要ではなく、子どもに対しての具体的な内容など。 | 幼稚園は、満3歳から小学校入学までの幼児が義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設です。幼稚園型の認定こども園は、幼稚園に加え、保育が必要な乳児または幼児を保育する機能を併せ持つ施設です。そこで、認定こども園においては、保育を必要とする幼児と教育を希望する幼児が交流したり、同じ部屋で同じカリキュラムで共通の教育・保育をうけられるなど連携ができるようになっていきます。 |
| 15 16 | (仮称)平塚市支給認定(保育の必要性)に関する基準(案) | 基準(案)全体 | 保育の必要性もケースバイケースな事例が多いと考えます。基準は慎重に進めるべきなのに少々時間が足りないのでは。 | 保育の必要性の認定は、保護者の労働又は疾病その他事由を基に、保育の時間的必要性を「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分について市が認定することとなります。具体的な運用は、御意見のとおり慎重に行いたいと考えております。 |
| 17 18 | (仮称)平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) | 従事する者(職員の資格)、施設・設備 | 経過措置とは、具体的にどういう事なのかを示して頂きたい。 | 本基準による条例の施行は平成27年4月1日を予定していますが、条例の施行に伴い、ある程度の時間を要する一部の項目については、平成32年3月31日までの経過措置すなわち猶予期間を設け整備していくものです。 |

平成26年度 子ども・子育て支援新制度に係る各基準(案) 意見一覧表(パブリックコメント)

| ページ | 基準(案) | 項目 | 御意見 | 市の考え方(案) |
|-----|------------------------------------|----------|---|--|
| 17 | (仮称)平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) | 職員数 | 職員数について、平塚市学童保育連絡協議会作成の「私たちが求める設置・運営基準」を参考に、児童30名・支援員2名・補助員1名以上 児童40名・支援員3名・補助員2名以上としてほしい。 ※同様の意見有り | 職員数については、各放課後児童クラブの施設状況(小学校の一次的余裕教室、市分庁舎、テラスハウス、マンション、貸家など)や運営状況(保育園併設、幼稚園併設など)が異なり、また各運営者の運営方針にも深く関係することから、基準(案)のとおりとします。 |
| 17 | (仮称)平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) | 職員数 | 児童数20人以上に対し、支援員(有資格者)2名以上の配置としてほしい。 ※同様の意見有り | |
| 17 | (仮称)平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) | 職員数 | 支援員を常時2人以上配置することが望ましいと思う。 | |
| 17 | (仮称)平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) | 職員数 | 職員数について、常時有資格者が1人以上欲しい。シフトを考慮すると、1学童2人以上は必須である。 | |
| 17 | (仮称)平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) | 職員数 | 障がい児の受入れに伴い、職員の配置基準に障がい児1名につき、支援員(補助員)1名を加配してほしい。 ※同様の意見有り | |
| 17 | (仮称)平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) | 児童の集団の規模 | 児童の集団の規模について、おおむね40人までとあるが、「おおむね」の範囲はどこまでか。 ※同様の意見有り | 「おおむね」の範囲については、複数のクラブへの分割や同一クラブ内での児童の集団の分割に大きく影響することから、現状の放課後児童クラブの状況を踏まえ、適切な範囲を検討してまいります。 |

平成26年度 子ども・子育て支援新制度に係る各基準(案) 意見一覧表(パブリックコメント)

| ページ | 基準(案) | 項目 | 御意見 | 市の考え方(案) |
|-----|------------------------------------|----------|--|---|
| 18 | (仮称)平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) | 児童の集団の規模 | 児童の規模に関して、「毎日利用人数＋一時的利用の平均利用人数」の「一時的利用」がわかりにくい。夏休み等長期休暇だけを利用する一時的利用を受け入れると、さらに児童数が増え、在籍児童が安定した生活を送れなくなる。 ※同様の意見有り | 本市放課後児童クラブにおいては通年利用を原則としています。が、塾や習い事等により、利用児童の中には毎日利用しない児童がいます。「一時的に利用する児童」は、上記のような児童を指し、その平均利用を踏まえ児童数を捉えることとします。 |
| 18 | (仮称)平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) | 施設・設備 | 児童一人当たりおおむね1.65㎡以上について、子どもの生活スペースのみの面積で計算してほしい。(トイレ、風呂場、物置場、ロッカーなどは除外してほしい。) ※同様の意見有り | 「職員数」同様、各放課後児童クラブによって施設状況が異なるため、利用者の生活の場としての機能確保を考慮した上、放課後児童クラブの専用区画を捉えることとします。 |
| 18 | (仮称)平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) | 開所時間 | 開所時間について、学校の休業日等(授業を行わない日)が午前9時からだと仕事に支障を及ぼす保護者が多数いるので、午前8時からにしてほしい。 ※同様の意見有り | 開所時間については、平塚市放課後児童クラブ条例及び平塚市放課後児童クラブに関する実施要綱の基準に基づく開所時間と考えており、これまで通り、開所時間の変更についても対応できる基準とします。(従来通りの開所時間で運営していくことを可能とします。) |
| — | (仮称)平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案) | その他 | 有資格者であれ支援員であれ、決められた研修時間をクリアするだけでなく、研修を継続することが保育の質の向上につながるので、研修の継続について基準に定めてほしい。 | 支援員に対して都道府県知事が行う研修のほか、職員(支援員、補助員)の知識及び技能の向上等を図るため、研修の機会の確保についても定めます。 |
| — | その他 | その他 | 率直に、今回何に対してのパブリックコメントかがとてもわかりにくいです。全体に対する意見と勘違いしてしまいました。配布物の最後の方に「各基準(案)における黄色部分口が該当する項目」とありますが、この部分に対してのパブコメでしょうか。 | このパブリックコメントは子ども・子育て支援新制度に係る各基準(案)について御意見を募集したものです。御質問の「各基準(案)における色塗りした部分」は、国基準/国基準(案)における参考すべき基準のうち、平塚市の基準(案)が国基準/国基準(案)と異なる項目だけを示したものであり、御意見の募集は、平塚市の各基準(案)の内容全体を対象としています。 |

平成26年度 子ども・子育て支援新制度に係る各基準(案) 意見一覧表(パブリックコメント)

| ページ | 基準(案) | 項目 | 御意見 | 市の考え方(案) |
|-----|-------|-----|---|--|
| ー | その他 | その他 | 市の方で国からの指針が急とのことですが、議会では、今後の平塚市の財政状況を考慮すると、子育て世代の定着が大切になるとのことでしたので、市で積極的に一般市民に投げかけてひっばってほしいです。今後子育てをする方、現在子育てをしている方のパブリックコメントは重要だと思いますが、今回の政策をどれほど身近に感じているか疑問です。説明会や児童手当支給の封書に手紙を入れ周知するなど、あるとよいと思います。 | 今回のパブリックコメントでは、子ども・子育て支援新制度に係る基準(案)について御意見を募集いたしました。パブリックコメント実施に当たっては、各公民館の他、子育て中の方が可能な限り目にふれやすいように、各保育所、各幼稚園、各つどいの広場や子育て支援センター等に関係資料をお配りし、パブリックコメントの周知に努めました。今後も、子ども・子育て支援新制度について、平塚市のホームページでの紹介や広報紙特集号等により市民の皆様へお知らせしてまいります。 |

★ 各基準(案)以外に関して、次のとおり御意見等が寄せられました。

【保育所、幼稚園等】

「現在、保育所入所が困難であること」、「保育料や給付金が今後どうなるのか」、「共働き世帯の幼稚園行事への参加」等の御意見等が寄せられました。

【放課後児童クラブ】

「保護者運営における放課後児童クラブの分割等に際しての金銭的援助」、「保護者運営の負担に伴う市又は民間事業者への運営者変更」、「小学校の一時的余裕教室への移転に関わる学校等への働きかけ」等々、保護者により運営されている放課後児童クラブにおける負担増について、多くの御意見が寄せられました。

当市放課後児童クラブにおいては、保護者以外にも社会福祉法人などによる運営者も多く、保護者としての負担の公平化を図るため、保護者運営の放課後児童クラブの負担軽減について検討が必要であると考えます。今後、基準の策定により、放課後児童クラブ運営者には今以上の業務の増加が見込まれることから、保護者運営の放課後児童クラブから要望があれば、民間事業者への運営者の変更についても支援していきます。